

特別障害給付金

4月から新たな制度が始まります

特別な事情により、障害基礎年金などを受給していない障がい者に対して、福祉的措置として給付金の支給が行われます。

給付金の支給は、請求書を提出した月の翌月からとなりますので、5月分から受け取るためには4月中に請求書を提出してください。

対象

平成3年3月以前(国民年金任意加入者)の学生
昭和61年3月以前(国民年金任意加入者)の雇用者(厚生年金・共済組合などの加入者)の配偶者

または、に該当し、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1、2級相当の障がいの状態にある人

くわしくは千葉社会保険事務局
佐原事務所 ☎0478-555-8887へ。

老人保健の医療制度

こんなときには届け出を

老人保健制度は、各健康保険制度と連携しているものです。老人医療受給者の住所や健康保険が変わったときには、左表のとおり届け出が必要です。

いざというとき慌てないためにも届け出は忘れずにお願います。

老人医療受給者の届け出

こんなときには届け出を	必要なもの
市外から転入	健康保険証・負担区分等証明書
*市外へ転出	医療受給者証
*死亡したとき	医療受給者証
*住所が変わったとき	医療受給者証
加入している医療保険が変わったとき	健康保険証・医療受給者証
65歳以上で寝たきりなどになったとき	印鑑・健康保険証と身体障害者手帳、国民年金証書、診断書のいずれかの書類

*印のある届け出をする場合は、国民健康保険証と介護保険証も合わせてお持ちください

くわしくは保険年金課 ☎20-1547へ。

事業所ごみの処理方法

一般家庭の集積所には出せません

飲食店や店舗、事務所などの事業所から発生する一般廃棄物(ごみ)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。そのため、事業所から発生するごみは、一般家庭用の集積所に出す事はできません。

「燃やせるごみ」「ビニール・プラスチック類」「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」の4種類に分別を徹底し、市の処理施設へ自己搬入するか、収集運搬許可業者へ委託するなど適正な処理をお願いします。

分別方法「燃やせるごみ」「ビニール・プラスチック類」「ビン・カン・ガラス」「金物・陶



磁器類」に分別し、半透明の業務用ごみ袋を使用してください。

処理方法

市の処理施設へ自己搬入する場合
「燃やせるごみ」…いずみ清掃工場(☎361689)
「ビニール・プラスチック類」「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」…リサイクルプラザ(☎361000)

許可業者に処理を委託する場合
成田市のごみ収集運搬許可業者へ委託してください。

くわしくはクリーン推進課 ☎20-1530へ。

固定資産税
都市計画税

納期のお知らせ

本年度の固定資産税・都市計画税の納期は次のとおりです。

- 第1期 = 4月16日(土)~ 5月2日(月)
- 第2期 = 7月16日(土)~ 8月1日(月)
- 第3期 = 12月16日(金)~ 12月28日(水)
- 第4期 = 2月16日(木)~ 2月28日(火)

固定資産税は、毎年1月1日現在における土地・家屋・償却資産の所有者に、都市計画税は、市街化区域内の土地・家屋の所有者に課税されます。

なお、家屋の新増築・建て替え・取り壊し、名義の変更などがあつた場合は、資産税課へご連絡ください。

くわしくは同課 ☎20-1514へ。

民生委員・児童委員の皆さん

平成16年12月1日付け一斉改選時に欠員となっていた地区の民生委員・児童委員が平成17年4月1日付けで委嘱されました。(敬称略)

担当区域	氏名	住所	電話番号
新町	山口亮一	新町1065	22-0525
西三里塚(1~4班)	市原 昭	西三里塚1-680	35-1715
加良部2-2	藤江 浩	加良部2-1-6-104	28-0351
加良部3・4丁目(新山、第2県営)	藤崎 貞夫	加良部4-10-7	28-2222
中台5・6丁目	門山 隆一	中台6-19-6	26-4507
吾妻3丁目	小鷹 雅子	吾妻3-17-1	26-6952

くわしくは社会福祉課 ☎20-1536へ。

心の健康、応援します

困りごと・悩みごと相談室

一人で悩んでいないで相談してみませんか？

毎日の生活の中で、疑問に思っていること、だれかに相談したいと思っ
ていることはありませんか。市などでは、そんなあなたの要望に
応え、各種相談を行います。相談は無料で秘密は厳守されます。この
機会に日ごろ感じている疑問や悩みを解消してみたいかがですか。



相 談 日

相 談 名	期 日	時 間	場 所	問い合わせ先
市民相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民支援課市民相談室 ☎20-1507 相談日が祝日と重なる 場合はお問い合わせく ださい。
市民生活相談(家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	〃	
法律相談(予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	〃	
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	4月26日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	
不動産相談	4月19日(火)	10:00～12:00	〃	
税務相談	4月19日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	
外国人相談(英語・中国語・ スペイン語・ポルトガル語)	4月28日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	
市民よろず相談	4月16日(土)	13:00～16:00	イオン成田SC	県行政書士会印旛支部 作田義美さん☎23-3286
女性就業(内職)相談 (来所前に要電話)	水・金曜日 (4月27日は休み)	10:00～16:00	市役所2階 女性就業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所2階 高齢者職業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2725
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	パートサテライト (商工会館1階)	パートサテライト ☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター (市役所2階)	消費生活センター ☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課☎20-1526
交通事故相談	5月10日(火)	10:00～15:00	市役所4階402会議室	交通防犯課☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会☎27-7755
酒害相談	4月21日(木)	9:00～12:00	〃	〃
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課☎20-1538
戦没者遺族相談	4月25日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	社会福祉課☎20-1536
健康体力相談	5月10日(火)	9:00～12:00	市体育館	市体育館☎26-7251
就学相談(予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課☎20-1582
教育相談(予約制)	火曜日	9:00～16:00	成田市教育センター(1階) (旧成田土地改良事務所)	成田市教育センター ☎20-2922
教育相談(不登校相談も)	月～金曜日	9:00～16:00	成田市ふれあいる一む2(2階) (旧成田土地改良事務所)	教育相談室 ☎20-1414